

議案第2号

教育委員会定例会資料

平成26年12月24日

教育部生涯学習課

課長：蓮井 昭夫

担当：藤森 智

内線 763-213

安曇野市人権教育指導員の任命について

前任者の死亡に伴い、安曇野市人権教育指導員設置規則第4条及び第5条により、下記の者を安曇野市人権教育指導員に任命したいので協議します。

記

氏名 本山 友繁 氏（もとやま ともしげ）

生年月日 昭和15年6月12日

期間 委嘱の日から平成28年3月31日

※前任者

氏名 藤澤 正 氏（ふじさわ ただし）

死亡の日 平成26年9月11日

安曇野市人権教育指導員設置規則 抜粋

（任命）

第4条 指導員は、次のすべての条件を満たす者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）健康で、かつ、活動的であること。
- （2）人権教育に関する正しい理解と認識を有すること。
- （3）住民から信頼される者であること。

（任期）

第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 指導員は、再任することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずることができる。
 - （1）自己の都合により辞任を申し出た場合
 - （2）指導員としてふさわしくない行動があった場合